

福津市教職員の働き方改革取組指針（改訂）

令和5年4月

1 指針について

（1）本指針の位置づけ

本指針は、教職員の働き方改革取組指針（令和3年3月改定 福岡県教育委員会）に基づき、福津市教育委員会及び福津市立学校が実施する「教職員の働き方改革」に向けた取組の方向性・目標・具体的取組などを示したものです。

※ 本指針の対象は、常勤の教職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、事務職員とする。以下「教職員」という）とします。

（2）本指針の趣旨・目的

社会の変化に伴い、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中で、教職員の長時間勤務の看過できない実態が明らかになってきています。

これまで学校は、教職員の「子どもたちのために」という熱い思いや献身的な努力に支えられて、様々な課題に取り組んできました。しかしながら、長時間にわたる超過勤務の常態化は、教職員の心身の健康を損なう恐れがあるだけでなく、教職員が創造的に教育に取り組む活力や一人ひとりの子どもと向き合う時間を奪うことにもなりかねません。

「教師の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で、教師の専門性を活かしつつ、授業改善のための時間や児童生徒等に接する時間を十分確保し、教師が我が国の学校教育の蓄積に向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教師の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を継続的に行うことをできる状況を作り出す。」これが「学校における働き方改革」の目指すところであり、文部科学省では、業務の明確化・適正化、必要な環境整備等、教師の長時間勤務是正に向けた取組を着実に実施していくこととしています。

このような状況を踏まえ、本指針は、福津市における「教職員の働き方改革」を、より一層推進し、教職員がワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し健康でやりがいをもって働くこと、教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させることができるようにするために策定するものです。

福津市の教職員が、『志をもち、未来をたくましく切り拓く子ども』を育むために、教育の質を高め誇りや情熱をもち、学習指導や生徒指導に集中できるよう、学校における働き方改革に取り組んでいきます。

働き方改革の目的

教職員の働き方改革は、教職員の長時間勤務を改善し、次のことを実現することを目的とする。

- (1) 教職員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活の実現と、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備すること
- (2) 教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させること

(3) 福津市教育委員会及び学校の責務

ア 福津市教育委員会の責務

福津市教育委員会は、市立学校の教職員の服務監督権者として、本指針を踏まえ、市内の教職員の働き方改革に取り組みます。

イ 学校の責務

学校においては、校長をはじめ、全教職員が本指針の趣旨を理解し、指針に基づき具体的な取組を実施します。そのためには、特に校長をはじめとした管理職がリーダーシップを発揮することが重要であり、管理職は、所属職員に対して指針の趣旨等を理解させ、所属職員の長時間勤務の改善に努めます。

また、教職員は、働き方改革の目的、趣旨を理解し、自らの働き方を見直し、長時間勤務の改善に向けた取組を実施します。

<働き方改革のポイント>

- 目標の明確化：働き方改革を進めることは「子どもと向き合う時間を確保し、授業や指導の質を高め、ひいては学校教育全体の質を高めることにつながる」という意識を全教職員が持つこと。
- 意識改革の重要性：働き方改革を進めるために必要なことは、無制限・無定量の勤務を是としないこと、教職員一人一人が組織の一員として効率的に業務を遂行する意識を持つこと、また、タイムマネジメントの意識をもつことが重要。
- 業務の見直し：働き方改革を進めるには、現在、教職員が行っているあらゆる業務について、必要性、効率性の観点から、組織的かつ継続的に見直すことが必要。

「福岡県教職員の働き方改革取組指針」より

3 福津市教職員の長時間勤務の現状

- ・令和4年度（4～9月）、80時間以上超過勤務している教職員（管理職含）の割合は下表のとおりです。

	福津市内小学校	福津市内中学校
4月	10.9%	33.3%
5月	12.9%	34.5%
6月	18.0%	43.7%
7月	6.3%	22.7%
8月	0.1%	0.2%
9月	11.6%	37.6%
R4平均	9.96% (▽3.0%)	28.66% (▽4.87%)
R3平均	12.96%	33.53%

4 目標

(1) 数値目標の設定について

福津市では、教職員の働き方改革の実現のため、令和4年度から令和6年度までの3年間で長時間勤務の更なる改善に取り組み、以下の目標を達成します。

管理職は、所属職員の勤務の状況を把握するとともに業務改善を進め、所属職員の長時間勤務の改善に努めます。

目標 令和4年度から令和6年度までの3年間で、超過勤務時間を5%削減する。

- 令和4年度 前年度同月比を下回る
- 令和5年度 前年度同月比を下回る
- 令和6年度 前年度同月比を下回る

※ 「超過勤務時間」とは、正規の勤務時間（休憩時間を含む）外の業務従事時間をいう。

各学校における超過勤務時間は出退勤管理システムで集計します。

(2) 目標に対する検証について

各学校で、出退勤管理システムで集計された超過勤務時間を確認します。教職員は、自らの出退勤の記録を把握し、勤務時間を意識した業務を遂行し、長時間勤務の改善に努めていく必要があります。

管理職は所属職員の勤務の状況を把握するとともに、1ヶ月当たりの超過勤務時間が80時間を超える者が生じることのないよう、業務改善を進め、所属職員の長時間勤務の改善に努めていく必要があります。

福津市教育委員会は、必要に応じて各学校に対し聞き取りなどを実施し、学校の状況把握に努めます。

(3) 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた今後の対応について

中央教育審議会における「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の審議を踏まえ、平成31年1月、文部科学省において「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が策定されました。

「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」

(平成31年1月25日文部科学省) から抜粋)

<上限の目安時間>

- ① 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。
- ② 1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

<特例的な扱い>

- ① 上記<上限の目安時間>を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにすること。この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。
- ② また、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月(2か月, 3か月, 4か月, 5か月, 6か月)のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。

福津市教育委員会では、(1)で掲げた超過勤務時間の削減目標の達成状況を踏まえるとともに、今後の国及び福岡県における勤務時間制度に関する動向を注視しながら、文部科学省のガイドラインに適切に対応できるよう取組を進めます。

5 具体的な取組について

次の4つの観点で、取り組みを進めます。

〈4つの観点〉

- (1) 教職員の意識改革
- (2) 業務改善の推進
- (3) 部活動の負担軽減
- (4) 教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

(1) 教職員の意識改革

①勤務時間の適正な把握【学校・市教委】

取組内容…全小中学校の教職員を対象に、業務従事時間を出退勤管理システムで記録します。

②定時退校日の設定【学校】

取組内容…全小中学校で定時退校日を設定します。

実施方法 ・小学校 毎週1回金曜日【原則】 ・中学校 月に2回【最低】

③学校閉庁時刻の設定（原則として）【学校】

取組内容…全小中学校で学校閉庁時刻を設定します。

実施方法 ・小学校 20時

・中学校 生徒の完全下校から2時間後 20時(冬場)～21時(夏場)

やむを得ず、生徒指導やPTA会議などで時間外に業務を行う場合であっても、退庁時刻が遅くなりすぎないように、学校を閉庁する時刻を設定します。

④学校閉庁日の設定【学校・市教委】

取組内容…全小中学校で学校閉庁日を設定します。

※ 長期休業期間中に学校閉庁日を設定し、年次有給休暇（以下「年休」）取得などの促進を図ります。

・設定日：令和5年度 夏季休業中の学校閉庁日：8月8日～15日

冬季休業中の学校閉庁日：12月29日～1月3日

令和6年度 夏季休業中の学校閉庁日：8月8日～15日（予定）

※ 学校閉庁日は、学校施設の開放を行いません。

○原則として、日直を置きません。また、生徒を登校させず、部活動も実施しません。

※ 服務について

○学校閉庁日は年末年始等と異なり、「休日」ではないことから、教職員は年休・夏季休暇などを学校閉庁日に合わせて取得します。

○年休などの取得は強制ではないため、出勤することを妨げるものではありません。あくまでも年休などの取得を促進するための施策です。

<事前周知の徹底>

- ・福津市教育委員会は、福津市教育委員会のホームページに掲載します。
- ・各学校は、学校のホームページや学校だより等で周知します。

⑤管理職の意識改革【学校・市教委】

取組内容：管理職に対して長時間勤務の改善について校長会などを通して指導し、校長の長時間勤務の改善に係る取組を適正に評価します。

- ・管理職研修において、長期間勤務の改善の取組についての内容を実施する。
- ・校長による長時間勤務改善の取組（実態把握・適切な指導・業務の見直し・効率化等）を校長の業績評価において適正に評価する。

(2) 業務改善の推進

① 業務改善の推進【学校】

個人・学校等の単位で、それぞれ業務改善を進めます。

- ・校内の校務分掌の見直し
(業務改善部会の設置など)
- ・校内での研修の実施

② 学校のICT化【学校・市教委】

- ・校務用パソコンのネットワークを活用した業務の改善と効率化を推進
- ・校務用パソコンの「掲示板機能」「スケジュール管理機能」の利用促進
- ・ICT支援員を活用した、プログラミング学習や授業支援体制
- ・データの共有
- ・教育委員会フォルダ（Nフォルダ）の有効な活用の研究

③ 調査の削減・文書事務の見直し【市教委】，学校に対する調査を見直します。

- ・学校に対する調査の見直し
- ・可能な限り様式を電子化し，電子メールでの提出
- ・負担軽減を目的とした文書事務の簡素化
- ・（公印省略でないもの等を除き）可能な限り電子メールでの送付

④ 研修事業の見直し【市教委】

○研修の体系化を進め，教職員の負担軽減という観点も含め，研修の見直しを実施します。

(例) ・オンラインによる研修会の実施 など

⑤ 勤務時間外の電話対応等の負担軽減 【学校・市教委】

- 留守番電話（録音機能なし）の導入により、勤務時間外の電話対応の改善を推進します。（令和4年度より）
- 勤務時間外の電話対応については、緊急の場合を除き、できるだけ勤務時間内にお願ひするよう、家庭や地域に周知します。
 - ・市教委から保護者・地域宛に文書を発出し、周知を図ります。

(3) 部活動の負担軽減（宗像地区部活動ガイドラインより 平成30年策定）

福津市教育委員会では、宗像地区部活動ガイドラインに基づき、各学校における部活動の持続可能な運営の構築と部活動を通じた生徒の資質・能力の向上をめざし、生徒の健康と安全を守り、指導の充実などを促すとともに、部活動顧問の負担軽減による働き方改革を促進するため、以下の取組を積極的に行います。

① 部活動休養日の拡大

- 学期中は、週当たり2日以上休養日を設けることとします。（平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日を休養日とする。週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- 1日の活動時間は平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行います。
- 長期休業中の休養日の設定は、1週間のうち2日を休養日とします。また、生徒が十分な休養をとったり、部活動以外の多様な活動をしたりできるよう、ある程度の休養期間（オフシーズン）を設けます。
- 夏季休業中等の学校閉庁日は休養日とします。ただし、連続する学校閉庁日の開始日から起算して2週間以内に全国大会などへの出場を控えている場合、校長の許可により休養日としないことを可能とします。

② 部活動指導員の配置

- 中学校には、各学校3名程度の部活動指導員を配置し、生徒にとってより専門的な技能を身に付けるとともに、教職員の負担軽減に繋がります。

(4) 教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

① スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・特別支援教育支援員・少人数教育非常勤講師などの活用

いじめ・不登校など、学校現場の様々な課題については、その要因が多様化・複雑化して教職員だけではその解決が困難になっています。

福津市教育委員会では、教職員が困難な課題を抱え込むことのないよう、教職員以外の専門スタッフを学校に配置・派遣し、専門スタッフ等と

連携・分担する体制を整備し、「チーム学校」としての機能を強化します。また、学校運営に関わる法的問題が生じる恐れがある場合などに早期解決が図られるよう、スクールサポーターとの連携を図ります。

② 「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」の推進

地域の人々の理解と協力を得た学校運営を実現し、学校・家庭・地域が適切に役割分担をすることで、教職員が子どもと向き合う時間を確保するとともに、教育効果を高めるために、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となるコミュニティ・スクールを、平成23年度から福津市内全小中学校において推進しています。

また、平成30年度から全小中学校に地域学校協働本部を設置し、地域学校協働活動を推進しています。これは、小・中学校において家庭・地域と学校の連携のもと、幅広い地域住民等が参画し、地域全体で学び合い、家庭・地域の教育力を高め、未来を担う子どもたちの成長を支え合う地域をつくる取組です。令和4年度では、34名の地域コーディネーターが中心となり、地域人材の確保や学校との連絡調整をしながら、授業の補助や環境整備、児童生徒の地域貢献活動の支援を行っていただき、地域の実情に応じて幅広く活躍していただいています。

地域（家庭）と学校が協働して子どもを育てる体制の構築と充実を図ることで、子どもの学びの充実とともに教職員の負担軽減につながるよう、取組を進めます。